

大口町公金借入事務取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大口町における公金の市中銀行等からの借入事務に関する必要な事項を定めるものとする。

(借入先金融機関の選定)

第2条 前条における借入先金融機関は、本町の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の中から選定する。

第3条 前条に基づく選定基準は、次のとおりとする。

借入金額の範囲	金融機関の数
1億円未満	2社以上
1億円以上	3社以上

(借入先金融機関の決定)

第4条 借入先金融機関の決定は、見積りの徴収によって最低利率の金融機関とする。

2 見積り徴収の結果、同率の金融機関が2社以上生じた場合は、くじ引きによって決定する。

(その他必要事項)

第5条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成5年大口町訓令第41号)

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。